

公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和5年5月15日

いばらきグローバルビジネス推進協議会 会長 鴨川 修

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・シンガポール）業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」及び「22 調査・測定・検査」に登録されている者（登録申請中の者を含む）であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。

3 事務局

いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内）

4 提出書類及び部数

- (1) 企画提案書（第1号様式） 5部
- (2) 資格要件に係る申立書（第2号様式） 1部

5 審査方法及び評価項目

- (1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

提案内容及び手法	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積金額の妥当性
会社の運営体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は同類業務の実績

6 手続き等に関する事項

- (1) 事務局 いばらきグローバルビジネス推進協議会
(茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内)
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間 令和5年5月15日(月)から令和5年5月29日(月)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

イ 交付先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
いばらきグローバルビジネス推進協議会
(茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内)
電話 029-301-3529

ウ 交付方法 イにおいて直接交付
なお、直接交付を希望する場合は、(1)の事務局あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和5年5月29日(月)午後5時必着
イ 提出先 事務局に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵送に限る

7 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨 日本語及び日本円
(2) 契約書作成の要否 要
(3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
(4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
(6) その他詳細は説明書による。